

令和4年度 介護事業者指導監査結果報告書

令和5年4月
墨田区福祉保健部
厚生課指導監査担当

1 介護事業者に対する指導監査とは

(1) 目的

介護事業者に対する指導及び監査は、介護保険法第23条に基づき、介護サービスの内容及び介護の給付請求に関し、法令、運営基準、介護報酬の算定基準等の適合状況を確認し、必要な助言、指導等を行うことで、介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的とします。

(2) 指導の形態

介護事業者への指導は、目的、実施方法等により、次のように分類されます。

ア 集団指導

指導の対象となる介護事業者を、一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

イ 運営指導

指導の対象となる介護事業者の事業所において行います。

2 令和4年度の指導実施状況

(1) 集団指導

以下のとおり、集団指導を実施しました。

実施日	サービス種別	実施方法
令和4年11月28日	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	集合形式
令和5年3月2日	認知症対応型共同生活介護	集合形式

(2) 運営指導

83事業所に対して運営指導を実施しました。

ア サービス種別ごとの内訳

サービス種別	実施件数 (a)	指摘のあった 事業所数(b)	延べ 指摘件数	文書指摘率 (b/a)
訪問介護	9	3	5	33.3%
通所介護	7	2	2	28.6%
短期入所生活介護	2	0	0	0%
短期入所療養介護	1	0	0	0%
福祉用具貸与	2	0	0	0%
特定福祉用具販売	2	0	0	0%
地域密着型通所介護	19	12	25	63.2%
認知症対応型通所介護	3	1	2	33.3%
小規模多機能型居宅介護	3	2	3	66.7%
認知症対応型共同生活介護	12	2	4	16.7%
居宅介護支援	17	7	32	41.2%
介護老人福祉施設	2	2	3	100%
介護老人保健施設	1	0	0	0%
介護予防支援	3	3	5	100%
合計	83	34	81	41%

イ 主な文書指摘の内容

サービス種別	主な指摘事項
訪問介護	<ul style="list-style-type: none">・利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成すること。・利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。・早朝・夜間加算の算定要件を満たすこと。・初回加算の算定要件を満たすこと。
通所介護	<ul style="list-style-type: none">・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定

	<p>通所介護計画を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に避難、救出等の訓練を行うこと。
地域密着型 通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・提供日ごとに、指定地域密着型通所介護の提供時間数に応じた生活相談員を配置すること。 ・指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員を一以上配置すること。 ・提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。 ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定地域密着型通所介護計画を作成すること。 ・サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、利用者又は家族に説明を行うこと。 ・当該事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供すること。 ・従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう措置を講じること。 ・おおむね6月に一回以上、運営推進会議を開催すること。 ・入浴介助加算の算定要件を満たすこと。 ・個別機能訓練加算 イ・ロの算定要件を満たすこと。
認知症対応型 通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定認知症対応型通所介護計画を作成すること。
小規模多機能型 居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ・提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。 ・定期的に避難、救出等の訓練を行うこと。 ・従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう措置を講じること。
認知症対応型 共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。 ・居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。 ・月に1回、利用者の居宅を訪問の上、利用者に面接をし、居宅サービス計画の実施状況を把握した上で、結果を記録すること。 ・居宅サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議を開催すること。 ・介護支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。 ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合

	<p>は、あらかじめ文書により同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営基準減算として、所定単位数の100分の50(2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。)に相当する単位数を算定すること。 ・運営基準減算に該当する場合は、初回加算を算定しないこと。 ・退院・退所加算()口についてカンファレンスの要件を満たすこと。
介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図の変更を届け出ること。 ・看護体制加算 の算定要件を満たすこと。 ・計画担当介護支援専門員が、施設サービス計画を作成すること。
介護予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援の提供に際し、あらかじめ、利用者から複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めること等について、文書を交付して説明を行い、それを理解したことについて、利用申込者から署名を得ること。 ・少なくとも3月に1回、利用者の居宅を訪問の上、利用者に面接をし、介護予防サービス計画の実施状況を把握(以下、「モニタリング」という。)するとともに、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

(3) 監査

監査の実施はありませんでした。